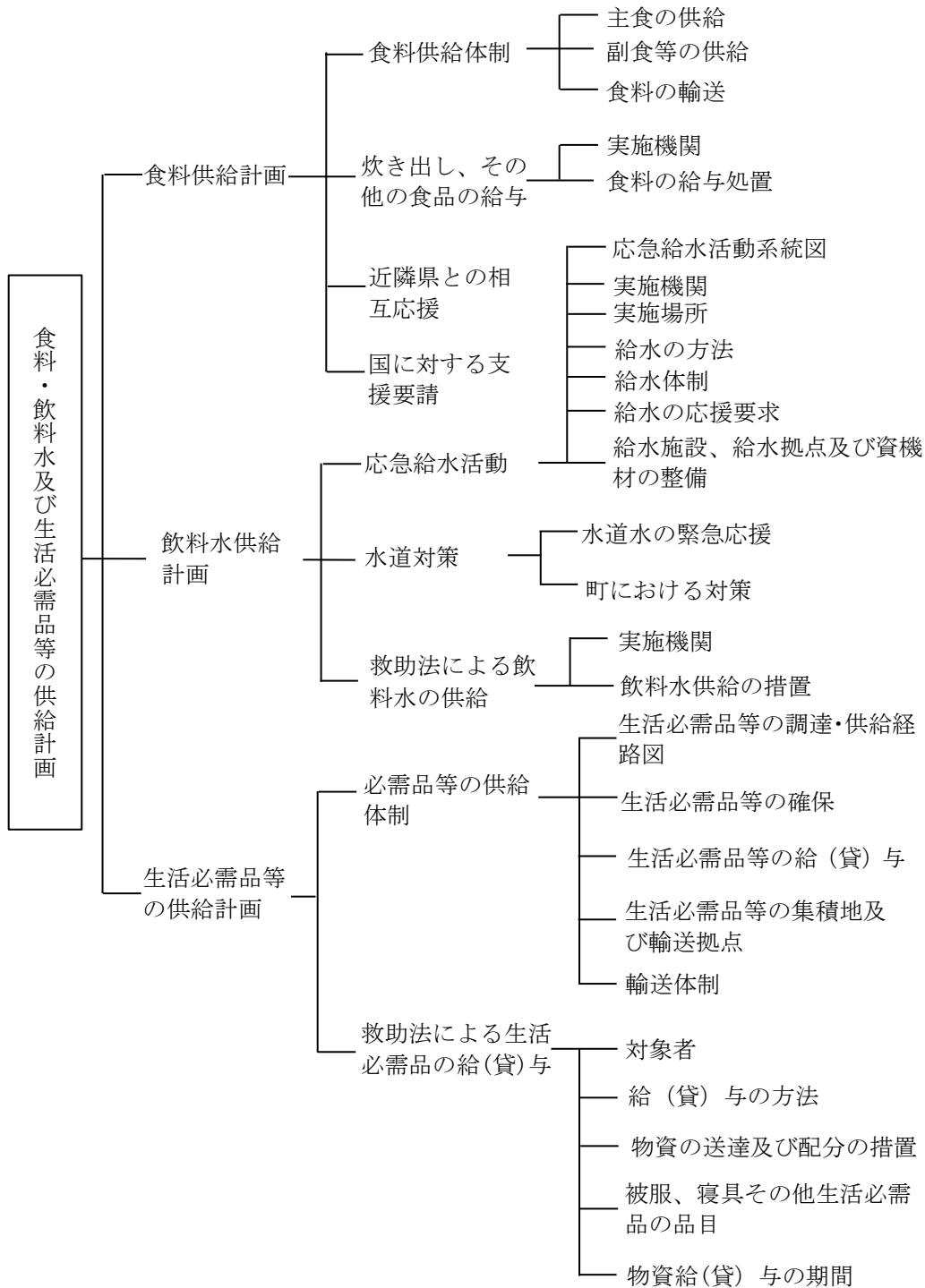


第10章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画

基本的な考え方

災害発生直後の被災者の生活を確保し、人心の安定を図るためには、迅速な救援活動が非常に重要となるが、なかでも食料・飲料水の供給は、被災者の生命維持を図る上で最も重要な対策であり、また、生活必需品等の確保についても重要な対策となる。



第1節 食料供給計画

大規模な災害の発生等により、流通機能が著しく低下した場合においては、食料の確保が困難になることが予想される。

このため、応急用食料の供給について、必要な事項を定める。

第1項 食料の供給体制

応急用食料の供給は、町を実施機関とし、県は、町の要請を受け、主食である米穀を中心に、必要により副食等についても供給する。

なお、食料の供給不足や入出荷の管理等については、本部総括班（企画総務課）が、山口県総合防災情報システムの救援物資管理機能を活用して実施する。

1 主食の供給

(1) 応急用米穀の供給

災害時の応急用米穀の供給については、農林水産省政策統括官が定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により実施するものとする。

ア 「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」による措置

救助法が適応された場合は、次により知事が政府所有米穀を直接買い受けて実施し、又は救助事務を委任された町に引渡し、町長が供給の実施に当たるものとする。

(ア) 救助法が適応され、通常の供給方法では米穀の供給ができない場合においては、町は、県（救助総務班）に災害救助用米穀の供給を要請する。

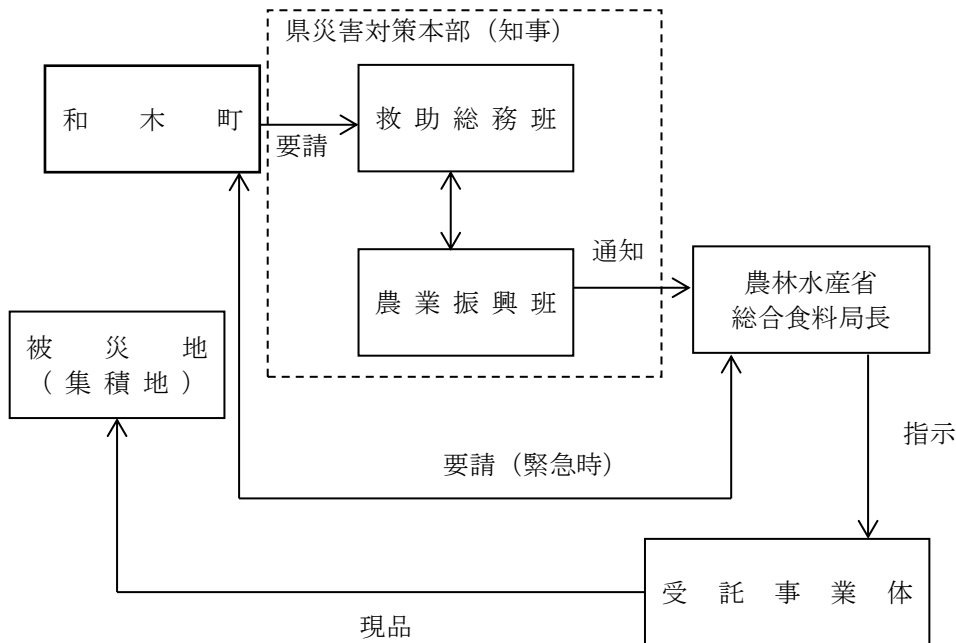
(イ) 知事は、被災地の場所、状況等を考慮の上、農林水産省政策統括官に必要量の災害救助用米穀の供給を要請する。

(ウ) 農林水産省政策統括官は、契約の締結を受けて受託事業体に対し、知事又は知事の指定する者（原則として被災市町長とする。）に必要な災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

(エ) 知事又は知事の指定する者は、指示された受託事業体より災害救助用米穀の引き渡しを受け、直接又は町を通じ、その供給を行う。

(オ) 町長は、交通・通信の途絶のため、上記の手続きを取ることができない場合であって、緊急の引き渡しを必要とするときは、農林水産省政策統括官に直接引き渡しを要請することができる。

<災害救助法が適用された場合の災害救助用米穀の供給経路図>



2 副食等の供給

町が県に対して次の食料について要請をした場合、又は、県が必要と認めるときは、あらかじめ締結した協定等に基づき、関係団体、民間企業等に対して、必要量の出荷要請等を行い、町への供給措置を講じる。

・パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰、レトルト食品、野菜、食肉・鶏卵、魚介類、農産物加工品、海産物加工品等

3 食料の輸送

(1) 輸送方法

調達した食料については、実施機関である町が、直接引き取ることを原則とし、県は、被災状況、輸送距離等から自ら輸送することが適当と認めるときは、町が指定する集積地までの輸送を行う。

この場合、食料等の輸送に県有車両等の配車が必要となったときは、物品管理班に配車要求を行うものとする。

(2) 自衛隊等への輸送要請

知事は、県有車両等での輸送が困難となった場合、又は車両等による輸送が困難な地域への緊急輸送の必要が生じた場合は、自衛隊、海上保安部に対し、緊急輸送の要請を行うものとする。

第2項 炊き出し、その他の食品の給与

大規模災害発生時には、住家被害も多数にのぼり自宅で炊飯等ができない。また流通機構も一時的に混乱、麻痺し、食料品等の購入も思うようにならず、被災者は日常の食事にも困窮する。

このため、被災者に応急的に炊き出し、その他の食品の給与が必要となる。

1 実施機関

(1) 町

救助法による炊き出し等の給与は、町長が実施する。(救助法が適用された都度知事から委任)

炊き出し等の給与に関しては、避難住民対応班(保健福祉課、税務課、会計室、教育委員会事務局)が、本部総括班(企画総務課、議会事務局)と連携して実施する。

この際、町独自での実施が困難な場合、県に応援要請を実施する。

(2) 県

町長から炊き出しの実施について応援要請を受けたとき、又は自ら必要と認めたときは、日赤奉仕団に応援要請を行う。

2 食品の給与措置

(1) 対象者

ア 避難所に収容された者。

イ 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者。

なお、旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等で、当該災害に遭遇した者については、町において炊き出しの対象とすることができる。

(2) 給与の方法

ア 炊き出しは、避難所内又はその近くの適当な場所で実施する。

適当な場所がない場合は、飲食店又は旅館等を使用することも認められる。

イ 食品の給与は、現に食し得る状態にある物を給する。(現金、原材料等の給与は認めない。)

ウ 食品の給与は、産業給食(弁当等)によってもよい。

エ 乳幼児に対する食品の給与は、ミルク等によっても差し支えないこと。

(3) 給与のための費用

救助法に基づく、炊き出しその他の食品の給与に関する経費は県が負担する。

(4) 給与の期間

災害発生の日から7日以内

ただし、大規模災害が発生し、この基準期間内で給与を打ち切ることが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することができる。

第3項 近隣県との相互応援

県のみで対応困難な大規模災害等においては、隣接各県との間で締結した相互応援協定等により、応急用食料の確保を図る。

第4項 国に対する支援要請

県内市町、近隣県からの支援を受けてもなお物資が不足する場合は、国に対して不足物資の供給を要請するものとする。

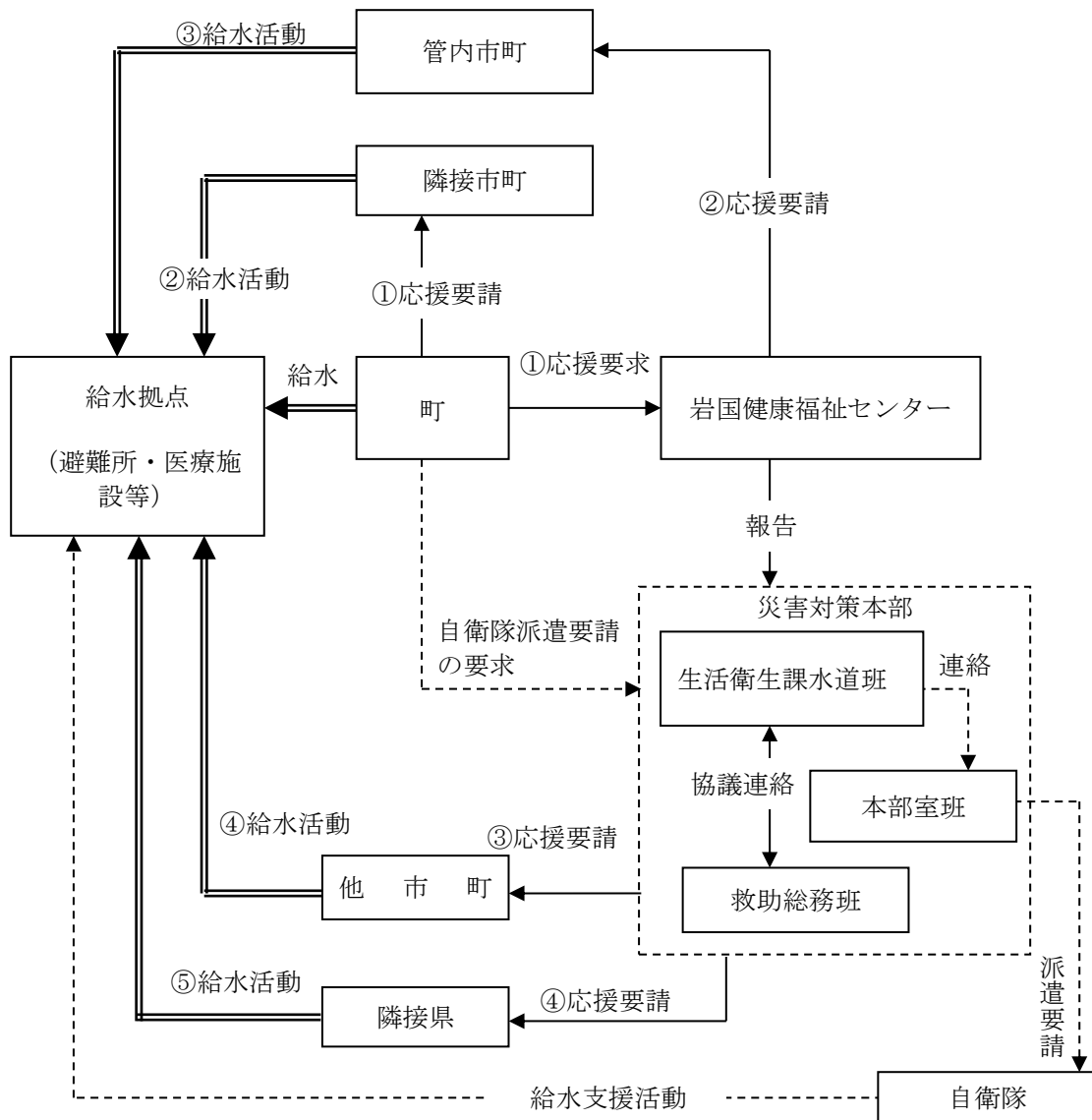
第2節 飲料水供給計画

飲料水の確保は、被災者の生命維持を図る上で極めて重要となるが、大規模災害の発生時には、給水施設設備の被災あるいは家庭、事業所等の被災により、給水機能が麻痺することが考えられる。

このため、飲料水の確保及び応急給水の実施等について必要な事項を定める。

第1項 応急給水活動

1 応急給水活動系統図



2 実施機関

- (1) 町は、町防災計画に基づき、被災者に対する応急給水を実施する。
この際、町内の応急給水は、復旧対応班（都市建設課）が、他班（各課室局）と連携して実施する。
- (2) 県は、町の応急給水活動が円滑に実施できるよう、県が備蓄する給水資機材を提供するとともに、他市町、隣接県に対し、応援要請を行う。
また、自衛隊に対し、応急給水活動の実施を要請する。

3 実施場所

町があらかじめ定めた場所（避難所等）を給水拠点とし、応急給水活動を実施する。

4 給水の方法

(1) 災害時における供給水量の基準

- ア 飲料水の確保については、生命維持に必要な最低必要量として1人1日3リットルの給水を基準とする。
- イ 生活用水については、給水体制の確保及び復旧状況等を勘案し、必要に応じて実施するものとする。

給水条件	給水基準量	備考
救助法による飲料水の供給	1人1日当り 3リットル	飲料水のみ
給水は困難であるが、搬送による給水ができる場合	〃 14リットル	飲料水＋雑用水（洗面、食器洗い）
給水できる状態であるが、現地で雑用水が確保できない場合	〃 21リットル	上記用途＋洗濯用水
上記の場合で比較的長期にわたるときは必要の都度	〃 35リットル	上記用途＋入浴用

(2) 給水の確保

- ア 被災地において飲料水の確保ができないときは、被災地に近い水道等から給水車又は容器により運搬して確保する。
- イ 通常使用していない井戸水、また、飲料水が汚染された場合にあつては、ろ過器により浄水し、かつ、消毒して供給するとともに、必要に応じて検査を実施する。
- ウ 防疫その他衛生上、浄水（消毒）の必要がある時は、浄水剤（消毒剤）を投入して給水し又は使用者に浄水剤（消毒剤）を交付して、飲料水を確保するものとする。

5 給水体制

- (1) 町長は、災害が発生した場合、給水状況や住民の避難状況など、必要な情報を把握し、応急給水計画を具体的に定めて給水体制を確立する。
- (2) 車両輸送を必要とする給水拠点については、町保有の給水タンク車の他、給水タンク、ポリ容器等の応急給水用資機材を活用し、町保有車両及び雇い上げ車両などにより輸送する。
- (3) 道路啓開が遅れ、輸送活動が困難な場合は、受水槽の水、ろ水器により処理した井戸・プールの水等を利用するなどあらゆる方法によって飲料水の確保に努める。
- (4) 後方医療機関となる医療救護所及び福祉施設等への給水については、必要な情報収集に努め、万全を期する。

6 給水の応援要求

町において、飲料水の確保及び供給ができないときは、町長は、次により応援の要求を日本水道協会山口県支部に行うものとする。
なお、緊急を要する場合は、直接隣接市町に行うことができるものとする。

(1) 応援要求に必要な事項

- ア 供給水量（何人分又は1日何リットル）
- イ 供給の方法（自動車搬送、その他の方法）
- ウ 供給地（場所）及び現地への道路状況
- エ 供給を必要とする期間

オ その他参考となる事項

(2) 県の給水支援

ア 町長から応援要求を受けた岩国健康福祉センターは、管内の市町に応援要請を行うとともに、県本部（生活衛生生活課水道班）に報告するものとする。

イ 県本部（生活衛生班）は、岩国健康福祉センター管内の市町の応援では対応できないと認めるときは、直ちに他市町及び隣接県に対して応援要請を行う。

(3) 自衛隊の給水支援

自衛隊の給水支援を必要とするときは、生活衛生班は、直ちに県災害本部本部室班（防災危機管理課）に対し連絡するとともに、受け入れ体制を岩国健康福祉センターに指示する。

7 給水施設、給水拠点の整備及び資機材の整備

(1) 給水施設等の整備

ア 町及び水道管理者

(ア) 町、水道管理者は、水道施設設備等の災害に対する安全性の確保のため、必要に応じて施設の補強を計画的に実施するものとする。

(イ) 町、水道管理者は、被災時の飲料水確保対策のため、配水池等に緊急遮断弁を計画的に整備する。

イ 病院、避難所、多数の入園（所）者を要する施設の管理者等は、災害発生時の断水に対処できるよう所要の措置を講じるものとする。

(2) 給水拠点の整備

町は、災害発生時の円滑な給水活動を確保するため、避難場所・避難所あるいはその周辺地域に、給水設備、応急給水槽等を計画的に整備するものとする。

(3) 資機材の整備

町は、応急給水に必要な資機材を計画的に整備しておく。

第2項 水道対策

1 水道水の緊急応援（水道法第40条）

知事は、災害発生の場合において、緊急に水道用水を補給する必要があると認めるときは、水道事業者又は水道用水供給事業者に対して、期間、水量及び方法を定めて、水道施設内に取り入れた水を他の水道事業者又は水道用水供給事業者に供給すべきことを命じることができる。

2 町における対策

(1) 災害発生のおそれがあるとき又は災害が発生した場合における水道応急対策は、次のとおりとする。

ア 災害による水道施設の損壊、汚染防止に対処するため、災害発生のおそれのあるときは、必要な技術吏員の待機、資材の確保を図るとともに、保全対策を次のとおり実施する。

(ア) 緊急修理資機材及び消毒剤を準備し、出動体制を整備する。

(イ) 施設を巡回し、事故発生の有無を確認する。

イ 応急復旧及び応急給水については、応急給水作業と並行して応急復旧作業を行うものとし、早期通水を第一とし、復旧に当たっては、和木町水道指定工事店と連絡を密にして復旧体制の確立を図る。また町は、自ら応急給水が困難であるときは、近隣市町または県に対し応援要請をする。

(2) 水道施設被害報告

町は、下記の報告を県生活衛生課に報告するものとする。

- ・町長----- 「水道、飲料水施設被害状況等調査報告書」
- ・水道事業者----- 「水道事故報告書」

第3項 救助法による飲料水の供給

災害の発生は、水道、井戸等の給水施設を破壊し、あるいは、飲料水を汚染させる等により飲料水の確保を困難な状況にすることが多く、飲料水の供給は、被災者が生命の維持を図るうえで最も重要であることから、飲料水を得ることができなくなった者に対し、最小限度必要な量の飲

料水を供給し、これを保護する必要がある。

1 実施機関

被災者に対する飲料水の供給の実施は、町長が実施する。(救助法が適用された都度、知事から委任)

2 飲料水供給の措置

(1) 対象者

災害の発生により、現に飲料水を得ることができない者。

(2) 飲料水供給の方法

ア 災害のため、飲料に適する水がない場合に実施されるものであること。

イ 飲料水の供給という中には、ろ水器等による浄水の供給及び飲料用水中に直接投入する浄水剤の配布も含まれるものであること。

(3) 給水量の基準

1人1日最大概ね3リットル

※ 法の趣旨から飲料水以外の水の供給は、認められないものであること。

(4) 飲料水供給のための費用

救助法に基づく飲料水の供給に必要な経費は、県が負担するものであること。ただし、基準以外のことを町が行った場合は、その基準以外の分についての費用は、全て町の負担になるものであること。

ア 水の購入費

イ 給水又は浄水に必要な機器の借上費、修繕費、燃料費

ウ 浄水用の薬品及び資材費

エ 供給確保のための水源の開発、天然水等の送水管に係る経費は、対象とならない。

(5) 飲料水供給の期間

災害発生の日から7日以内。

ただし、災害が大規模で、この基準期間内に打ち切ることが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。

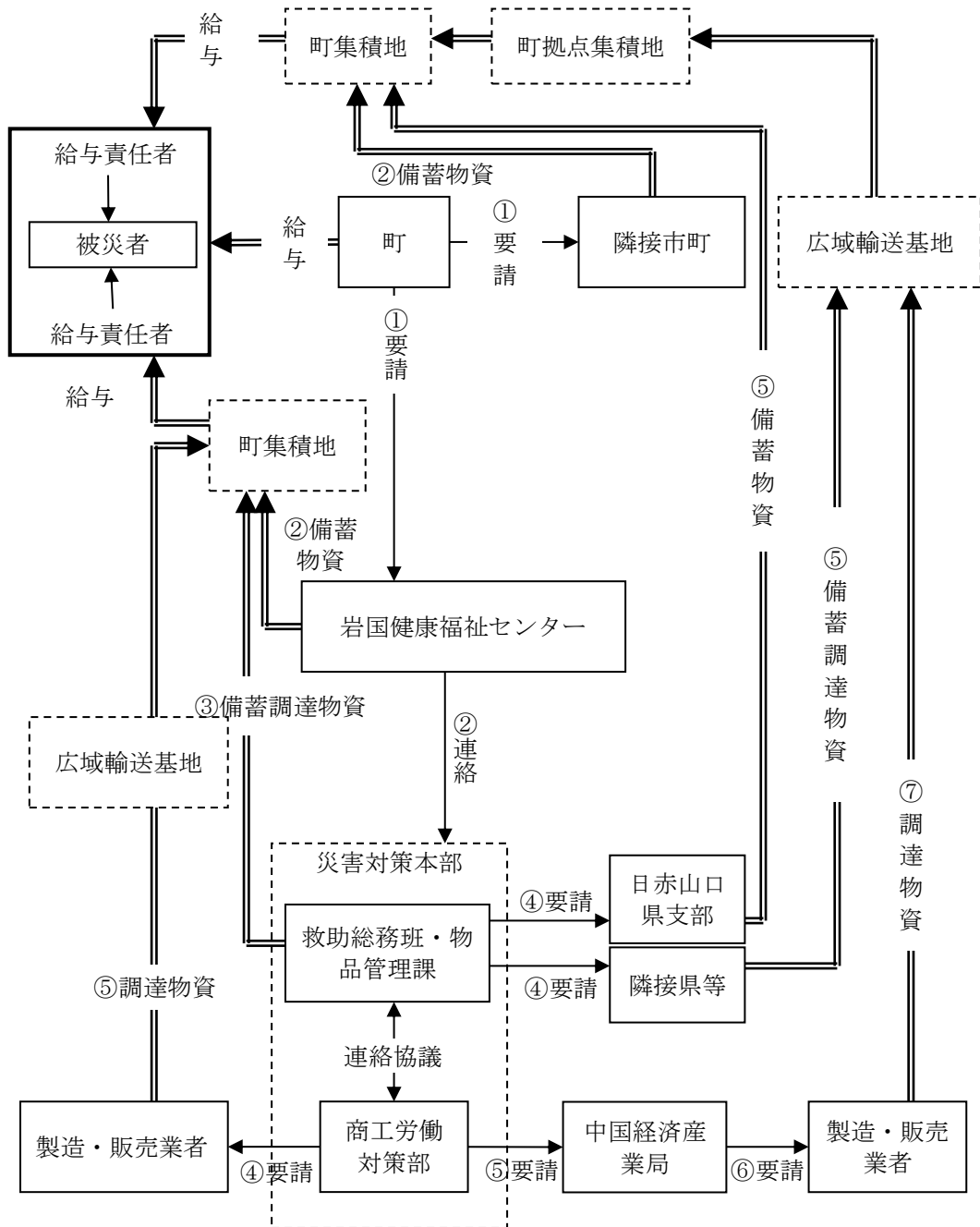
第3節 生活必需品等の供給計画

大規模な災害では、住家の全壊、全焼等により、日常生活に必要な物資を喪失あるいは損傷することが予想される。被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失し又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な被災者の生活安定に必要な物資の確保、調達について必要な事項を定める。

第1項 必需品等の供給体制

生活必需品等の不足状況や入出荷の管理等については、山口県総合防災情報システムの救援物資管理機能を活用する。

1 生活必需品等の調達・供給経路図



2 生活必需品等の確保

(1) 備蓄、調達体制

ア 町は、被災者に対する生活必需品の供給を円滑に実施するため、必要な物資の備蓄や調達体制の確立に努めるものとする。

イ 広域支援体制

(ア) 町及び県の備蓄物資をもってしても不足する場合に備えて、隣接県からの応援をより円滑迅速に進めるため、中国、四国、九州各県及び全国都道府県との間に「災害時相互応援協定」を締結している。

(イ) 前記措置をもってしてもなお物資が不足する場合は、国に対して確保を要請するものと

する。

ウ 民間業者等との協力体制

町は、災害時における物資調達について民間業者等との間に締結した災害救助に必要な物資の調達に関する協定（食料、水、生活必需品）に基づく態勢を維持する。

エ 国の協力体制

(ア) 中国経済産業局は、県（商工労働対策部）から生活必需品等の確保について協力要請があった場合、所管にかかる生活必需品、災害復旧用資材等の防災関係物資の適正な価格による円滑な供給、あっせん又はその準備措置を講じるものとする。

(イ) 流通機構の一時的混乱等により、生活必需品等が不足するような事態に備え、メーカー等の製造部門や卸・小売業等の流通部門に対し出荷要請をするなどの対策を講じる。

オ 小口・混載の義援物資は、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地地方公共団体の負担となることから、個人からは原則として、義援金による支援を呼びかけ物資を受け入れる場合には、被災地が真に必要なものに限定する。

(2) 法令による物資の確保調達

大規模災害時において、救助物資の円滑な供給及び確保ができない場合で、特に必要があると認められるときは、知事は、救助法第9条の規定に基づき物資の生産、集荷、販売、配給保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ又は物資を收容するものとする。

3 生活必需品等の給（貸）与

(1) 給与基準

被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与は、急場をしのぎ、一時的に被災者の生活を安定させるものであることから、被災者への給与基準は町の定めるところによる。

(2) 被災者への物資の給（貸）与

被災者に対する物資の給（貸）与の措置は、町長が行う。

(3) 各機関の実施内容

ア 町

(ア) 被災者に生活必需品等を給（貸）与する場合、その配分方法等について、避難住民対応班（保健福祉課、税務課、会計室、教育委員会事務局）が、本部総括班（企画総務課、議会事務局）と連携し、県（厚政課）との協議により実施する。

この際、被災地区の自治会長、民生委員等と協議し配分する。特に要配慮者については、優先的に行うものとする。

(イ) 災害時における被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与は、町長が実施する。

(ウ) 町において、給（貸）与の実施が困難な場合は、町長は知事（厚政課・岩国健康福祉センター）に応援を要請する。

イ 県

県（厚政課・岩国健康福祉センター）は、町長から応援要請があった場合又は自ら実施することが必要と認めた場合、直ちに災害救助部内各班及びその他の部の協力を得て、応援措置を講じるものとする。

なお、併せて、日赤山口県支部に対して、物資の放出並びに配送等に必要の人員確保のため、「日赤奉仕団」の応援を要請するものとする。

4 生活必需品等の集積地及び輸送拠点

集積する物資には、調達分、他県・他市町、一般人等からの応援分があり、被災者に対して迅速、円滑な供給を実施するには、これらの物資を計画的に集積する必要がある。

(1) 町

町の備蓄物資の輸送拠点は、体育センターとする。又、集積地は、町役場、避難所となる集会所等とする。又、これを県（厚政課・岩国健康福祉センター）に連絡しておくものとする。

(2) 県

ア 県（厚政課・岩国健康福祉センター）は、町が選定した地域内輸送拠点及び集積地を把握するとともに、資料の整備をするものとする。

イ 県は、他県等からの応援物資の受入のため広域輸送基地として、陸上6箇所（航空機離発

着可能)、海上10箇所を確保している。

ウ 県は、被害想定に応じ活用する広域輸送拠点をあらかじめ選定しておく。各基地における搬入・搬出手順等については、別に定める支援物資物流マニュアルによるものとする。

5 輸送体制

(1) 町

町長は、町の備蓄する生活必需品等の輸送、配分の方法、受け入れ配送体制について、次のとおり定めておく。

ア 避難住民対応班（保健福祉課、税務課、会計室、教育委員会事務局）は、本部総括班（企画総務課、議会事務局）と連携し、あらかじめ決められた集積地に、備蓄物資・業者調達物資を直接又は借上げた車両等により輸送する。

イ 他市町、県等からの応援物資等は、岩国健康福祉センターとともに、ボランティア等民間人の協力を得て、町が指定する集積地に輸送する。

ウ 配分については被災地区の自治会長、民生委員等と協議し配分することとし、調達物資で配分先の決定しているものについては、業者より現地へ直送する方法を考慮する。

エ 救助または義援物資等についてもこれに準じて配分する。

オ 配給については、緊急必需度の高い受給地域から迅速かつ適正に実施する。

(2) 県

ア 県（厚政課・岩国健康福祉センター）は、町が指定する場所に、備蓄物資・業者調達物資を直接又は借上げた車両等により輸送する。

イ 他県等からの応援物資等は、「広域輸送基地」で引継ぎ、健康福祉センターが、ボランティア等民間人の協力を得て、町が指定する場所に輸送する。

ウ 輸送に必要な車両の確保は、経理部物品管理班に、労働者は、商工労働対策部労働対策班にそれぞれ調達を依頼する。

エ 大規模災害時には、必要に応じ、広域輸送拠点における支援物資の集配業務民間の輸送関係業者に委託する。

第2項 救助法による生活必需物資の給（貸）与

災害によって住家に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水）を受け、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ程度の物資を給（貸）与し、一時的に被災者の生活を安定させるために必要な措置について定める。

1 対象者

次の要件を満たす者であること。

(1) 災害により、住家に被害を受けた者等であること。

この場合の住家被害の程度は、全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水である。

(2) 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失又は損傷した者であること。

(3) 被服、寝具、その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者であること。

2 給（貸）与の方法

(1) 物資の購入計画

物資の購入については、「世帯構成員別被害状況報告」に基づき、購入計画を樹立する。

この場合、災害発生による混乱のため、正確な被害状況を入手できず、一方において、緊急に物資の手配をする必要があるときは、町の平均世帯構成員により算出して、購入計画を作成し、事後修正する方法をとるものとする。

(2) 物資の確保及び購入の措置

ア 町から応援要請があった場合の県の物資の購入については、緊急確保の必要性から、山口県物品規則別表第2の調達除外物品（災害用物品）として救助総務班が行うものとする。

イ 物資の確保について、商工総務班が協力するものとする。

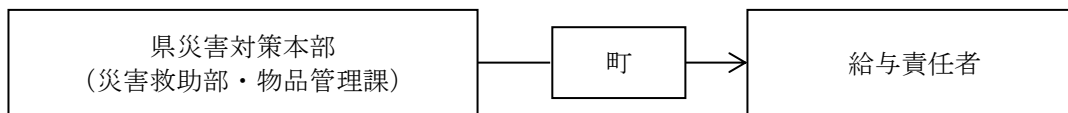
ウ 現地において調達可能な物資については、健康福祉センター所長及び町長において措置するものとする。

3 物資の送達及び配分の措置

(1) 救助物資の送達

ア 原則として県本部（救助総務班・物品管理班）が実施するが、町が輸送能力を有し、かつ緊急に配分を要する事情があるときは、町が輸送を担当することもありうるものとする。

イ 送達経路



(2) 割当及び配分

ア 知事又は事務を委任された町長は、全壊（焼）、流失世帯と半壊（焼）、床上浸水世帯について、それぞれ世帯の構成員数に応じて、実情に即した割当てを行うものとする。

イ 備蓄物資を配分する場合におけるその価格の見積もり方は、時価評価による。

ウ 被災者に対する物資の直接支給の配分は、知事又は事務を委任された町長が実施するものとする。

4 被服、寝具その他生活必需品の品目

品目	内容
寝具	就寝に必要なタオルケット・毛布・布団
外衣	洋服・作業衣・子供服
肌着	シャツ・パンツ等の下着類
身回品	タオル・手ぬぐい・靴下・サンダル・傘等の類
炊事道具	炊飯器・鍋・包丁・ガス器具等の類
食器	茶わん・皿・箸等の類
日用品	石けん・ちり紙・歯ブラシ・歯みがき粉・上敷ゴザ等の類
光熱材料	マッチ・プロパンガス・ローソク等の類

原則として以上の8品目に限られるが、個々の品目については、例示した品目以外のものも考えられるため、これらに限定するものではない。

5 物資給（貸）与の期間

災害発生の日から10日間以内に対象世帯に対する物資の給（貸）与を完了するものとする。

ただし、この期間内で給（貸）与を打ち切ることが困難な場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することができる。